

事務連絡
令和5年10月6日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第6条に係る対応について

令和4年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定された。

今般、当該プランに基づき見直し・点検を行う中で、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「健全化法経過措置政令」という。）第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第6条について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（※）」（令和4年12月21日デジタル臨時調査会）において、「書面掲示規制」に該当する条項に当たるものとして盛り込まれたことから、以下のとおり対応することとしたため、御了知いただきたい。

記

健全化法経過措置政令第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第6条の規定に基づく公告の方法について、デジタルデバインドへの配慮の観点から、引き続き官報への掲載を行うこととするほか、掲示板への掲示を行うこととするものの、利便性の観点から、インターネットにおいても公表することを推奨する。

（※）「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>